平成２８年（フ）第１２８号
愛知県豊川市八幡町鐘鋳場293番地、従前の住所愛知県豊川市蔵子１丁目26番地39
債務者　沼田　千尋
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第９８０号
東京都立川市上砂町５丁目49番地の５アピアⅠ102号
債務者　竹原　静香（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１５８号
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目24番地８　エスポワール・カズ201
債務者　坪谷美由紀
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１７４号
横浜市南区睦町１丁目15番地15　睦町団地403号室
債務者　中山　健
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１７８号
神奈川県鎌倉市岩瀬1647番地１　カーサコンフィ301
債務者　五月女　淳
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８５４号
東京都三鷹市中原１丁目25番43号
債務者　中野　凡秋
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９６３号
東京都日野市新町３丁目５番地の27ロングブレイン203
債務者　宍戸　麻紀
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２０３２号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地３街区４棟407号
債務者　鈴木　辰也
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１８３号
横浜市磯子区汐見台２丁目６番地４　2606棟635号
債務者　高橋　正子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１８６号
横浜市保土ケ谷区岡沢町248番地３　中村荘１－２号
債務者　木村　憲司
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１０８３０号
東京都墨田区業平１丁目８番２号
破産者　株式会社ナオミ企画
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６９号
埼玉県さいたま市北区植竹町１丁目326番地
破産者　株式会社ザックスＳＳＰ
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４４号
東京都練馬区東大泉３丁目１－７－203
破産者　関根　裕二
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２３号
東京都中央区日本橋小伝馬町18番１号
破産者　株式会社スペースタイムテクノロジー
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２５号
神奈川県横浜市緑区中山町330－２－202
破産者　光冨賀代子
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８２７号
東京都あきる野市渕上180－２　岡部恒夫方
破産者　内山　　壽
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８８７号
東京都千代田区内神田３丁目22番６号
破産者　東光建設株式会社
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部